

五 物価対策関係参考資料

編注

以下は物価部編「資料輯」に「物価対策に関する論策、意見で委員會物価部會に提出配布されたものではないが参考の爲轉録」された資料の再録。したがって出所はすべて同「資料輯」。

(1) 戦後物価政策に関する構想 (未定稿)

(昭和二〇年九月二〇日)

戦後物価政策ニ関スル構想

(未定稿、二〇、九、二〇)

第一、戦後ニ於ケル日本經濟ノ概貌

一、戦後ニ於ケル日本經濟ノ様相ハ

(一) 狹隘ナル領土(人口密度ノ急激ナル増加ト經濟勢力
圈ノ喪失)

(二) 貧弱且偏倚セル国内資源

(三) 戦災ニ因リ著シク減耗セル生活基礎(住宅等)

(四) 戦災ニ因リ著シク減喪セル生産力及輸送力
ヲ基礎トシ

世界的水準ニ比シ部分的ニハ水準以上ノモノアルモ全体的
ニハ尙可成リ水準以下ニ在ル既存技術ヲ出来得ル限り向上
セシメツ最高度ニ之ヲ活用シテ

(一) 軍需負担ヨリ解放セラレタルモ龐大ヲ予想セラルル
駐兵負担及賠償負担ヲ負ヒ

(二) 莫大ニ上ル戦時中ノ債權債務ノ清算ヲ実行スルト共
ニ

(三) 貧弱化セル国富、国家生産力ト龐大ナル国民貯蓄ト
ノ矛盾(物資ノ裏付ナキ貯蓄ノ龐大ナル存在——軍事費
支弁ノ為ノ国債ノ累積トシテ表現セラル)

ヲ解決シツ

国民生活ノ安定ト文化水準ノ維持向上トヲ目途トシ新日本
建設ノ理想ニ一路邁進スベキ經濟ト考ヘラル

二、此ノ場合当然予想セラルルコトハ

(一) 龐大ナル失業者群ノ發生

(二) 食糧ノ自給自足困難

(三) 原材料資源ノ不足

(四) 生産設備等ノ量及老朽並ニ質的偏倚

(五) 保障占領、賠償等ニ因ル国民經濟、国民生活ニ対ス
ル庄迫(同時ニ世界經濟ノ直接、間接ノ影響ノ増大)

等アリ

尙戦時中ニ生ジタル物資ノ裏付ナキ龐大ナル貯蓄ノ蓄積、

民需生産再建ノ見透困難等ノ為通貨輕視、換物急ギノ傾向ハ依然盛ニシテ闊ノ横行ハ戰時中ニモ増シテ甚ダシク多分ニ悪性インフレノ危険ヲ内包シツツアリ

- (一) 必要原材料ノ輸入ト見返リ物資ノ輸出(貿易再開)
- (二) 新形式ニ依ル海外進出(國權の背景ヲ負フモノニ非ザル海外進出)
- ハ是非共必要ニシテ且賠償履行ノ為ニモ其ノ必要ヲ考ヘラルルモ右ハ多分ニ將來ニ残サルベキモノヲ有ツ、故ニ國民トシテハ先ヅ以テ國民皆働(特ニ勤勞効率ノ科學的向上)ニ依リ生産増加ヲ圖ルト共ニ忍苦耐乏ノ覚悟ト艱難克服ノ決意トヲ新ニシテ此ノ困難ナル事態ニ処スルノ要アリトス而シテ前記ノ如キ基礎の見透ノ上ニ當面施策セラルベキ事項トシテ次ノ如キモノヲ考フルコトヲ得
- (一) 國民ノ生活設計ヲ考ヘ少クトモ最低生活ハ之ヲ絶對ニ確保安定セシム(國民生活安定対策)
- (二) 軍動員解除、軍需生産停止等ニ因ル失業者ニ就勞ノ機会ヲ与フ(復員対策)
- (三) 軍需産業ヲ急速ニ民需産業ニ轉換ス(産業轉換対策)
- (四) 戰災ニ因ル破壊ヲ復興ス(戰災復興対策)
- (五) 賠償ヲ適実ニ処理ス(賠償対策)

- 敵格ニ維持シヌカントスル方向ニ於テ施策シ来リタルモノト謂ヒ得ベシ
- (二) 終戦後ノ現段階ニ於ケル我國民經濟ハ前記ノ如ク
- (一) 戰災等ニ因リ國富、國家生産力等ガ頓ニ貧弱化セルニ反シ
- (2) 國民貯蓄ハ著シク厩大化シ右貯蓄ハ戰時生活基礎ノ減耗ト相俟テ常ニ購買力トシテ顕在化セントスル勢ニアリ
- (3) 加之駐兵負担及償賸負担ニ依ル國民經濟國民生活ニ對スル外的圧迫ハ強大ナルモノアリテ
- 戦後物価政策ニシテ其ノ宜シキヲ得ザルニ於テハ必然的ニ悪性インフレ化セントスルノ原因ヲ内蔵シツツアリ
- (三) 戰時中ニ於ケル生産、輸送、配給、消費、価格等各般ニ亘ル戰時的統制ハ戦後當然撤廃セラルベキハ勿論ナリ、只其ノ時期、順序、方法ニハ自ら緩急アリ他面新日本建設ノ基盤トシテノ國民經濟ハ高度ニ綜合的且計画的ニ運営セラルルノ要アルモノトス、從ツテ戦後物価政策ハ國民經濟ニ内蔵セラレ居ル諸矛盾ヨリ當然ニ發生ヲ予想セラルル經濟秩序ノ混乱、悪性インフレノ發生ヲ阻止シ此等矛盾ヲ逐次解決シツツ終局ニ於テ再建セラルベキ國民經濟ノ出发点トシテノ物価秩序ノ確立ヲ目途トスルモノナラザルベカラズ
- 之ヲ資金ノ面ニ付テ見レバ戰時中ノ使ヘル金使ヘナイ金

第二、戦後物価政策ニ關スル基本的構想

一、戦後物価政策ノ性格

(一) 戰時經濟統制政策ノ基本的構想ハ民需消費、從ツテ民需生産ヲ最少限度ニ圧縮スルト共ニ爾余ノ國家生産力ヲ拵ゲテ軍需生産ニ充當シ國家戦力ノ最高度發揮ヲ目途トシテ生産、輸送、配給、消費ノ全面ニ亘リ統制ヲ行フト共ニ價格ニ付テモ之ヲ需給ニ因ル決定ニ任スニ於テハ當然價格ノ暴騰ヲ生ズベキニ顧ミ適正生産費ヲ基準トスル公定價格等ノ設定ニ依リ之ガ騰勢ヲ阻止セントスルニ在リ

之ヲ資金面ニ付テ見レバ金ヲ謂ハバ使ヘル金ト使ヘナイ金トニ区分シ

(例之、配給切符ト共ニ在ルトキ金ハ使ヘル金ニシテ然ラザルトキハ使ヘナイ金ナリ)

前者ノ價值ハ公定價格等ノ統制價格水準ニ依リ可及的ニ之ヲ安定セシムルト共ニ後者ハ國民貯蓄運動等ニ依リ極力之ヲ蓄積セシメ之ヲ潜在購買力化セシムルコトニ依リ其ノ價值ヲ前者ト異ラザルモノノ如ク信ゼシメ以テ貨幣價值安定ノ形ヲ保持セント努力シ来リタルモノナリ、而シテ後者ガ強ヒテ購買力トシテ顕現セントスルトキハ其ノ價值ハ闇價格ニ依リ表現セラルルコトナリ、斯クテハ貨幣價值安定ノ形ハ攪乱セラルルヲ以テ戰時物価政策ハ價格統制ノ励行、闇ノ撲滅等ニ依リ極力兩者ノ区分ヲ

ノ区分ハ逐次之ヲ撤廃シ給テノ金ヲ使ヘル金トシテ一樣化スルノ要アリ、即チ戰時中ニ發生セル國富、國家生産力ノ貧弱化ト國民貯蓄ノ厩大化トノ矛盾ハ先ツ

(イ) 累増セル國債ノ整理(財政整理)而シテ

(ロ) 再建セラルベキ國民經濟ニ於ケル通貨ノ價值水準(新物価水準)ノ確立ニ依リ解決セラルベキモノト考ヘラル

而シテ當面悪性インフレ發生ノ原因ヲ多分ニ内蔵シツツアルコト前述ノ如キ現段階ニ於テハ戦後物価政策ハ戦後インフレ対策ナル感覺ニ於テ施策スベキモノト考ヘラル

二、戦後インフレニ對スル見透

以上ヲ前提トシテ戦後インフレニ對スル見透ヲ考フルニ

- (一) 資金面ニ於テハ
- (イ) 戰時中ニ於ケル
- (1) 軍需費トシテノ財政資金ノ放出
- (2) 軍需産業補充等ノ為ノ金融資金等ノ放出
- ハ中絶スルコトナルモノ新ニ
- (1) 復員、失業救済等ニ伴フ財政資金、金融資金等ノ放出
- (2) 戦後復興、産業轉換等ニ伴フ財政資金、金融資金等ノ放出

(3) 賠償、保障占領等ニ伴フ財政資金ノ放出等ハ相当多量ニ行ハルモノト予想セラレ

加ニ
(ロ) 資金浪費ノ弊ハ個人生活ニ於テモ企業經理ニ於テモ逐次或ル程度ハ改善サルモノト期待サルモノ

(1) 従来ノ形式ニ依ル国民貯蓄運動ガ戦時中ト同様ニ行ヒ得ルカハ疑問ニシテ

(2) 租税政策モ亦必ズシモ直チニ相当ノ効果ヲ収メ得ル程ノモノヲ期待スルコトハ困難ト思ハレ

(3) 然モ戦時中ニ於ケル国民生活基礎ノ減耗ト相俟テ潜在購買力トシテノ従来ノ国民貯蓄ハ動モスレバ顕在化セントスル傾向アリ

(二) 物資面ニ於テハ

軍需生産ノ転換等ニ依リ将来ニ於ケル民需物資ノ供給増加ハ之ヲ期待シ得ベキモ当分ノ間ハ

(1) 食糧ノ自給自足ハ困難ナルニ加ヘ

(2) 民需生産ノ為ノ原材料不足、設備ノ転換復旧等ノ困難ニ依リ民需物資中ニハ此ノ際相当供給増加ヲ期待シ得ルモノト依然当分ハ供給増加ヲ期待シ難キモノアリ又

(3) 復興資材ノ不足亦予想セララルル処ナリ之ヲ要スルニ購買力ハ顕在的、潜在的ニ歴大ナルモノアリ、労務ハ過剩ヲ予想セラルルモノ物資供給ハ当面相

重点の集中

(一) 経済ノ実態ニ即応スル統制ノ縮約及逐次的撤廃ト官民一体ノ統制方式ノ採用

(二) 民間創意ノ活用

(四) 科学的ナルコト(認識ノ正確ト計画ノ妥当——統計ノ有効利用)

三、物価政策ノ中心事項

叙上ノ見地ニ基キ戦後物価政策ハ就中左ノ諸点ヲ中心トシテ之ヲ樹立シ強力ニ之ガ遂行ヲ図ルベキモノトス

(一) 国民生活ノ安定ヲ確保スル為

(1) 新事態ニ即応スル国民ノ生活設計ヲ構想シ特ニ

(イ) 国民皆農ノ精神ニ依ル身辺自耕ノ徹底

(ロ) 食事様式ノ改善

(ハ) 手持品ノ修理更生

(ニ) 簡素且科学的ナル住生活

等食、衣、住ヲ中心トシテ質実剛健ニシテ且科学的合理的ナル生活様式——消費の生活即生産の生活——ヲ指導スルコト

(2) 絶対的生活必需物資ヲ確保スル為此等物資等ノ生産、蒐荷、輸送、配給、価格等ノ全般ニ亘リ一層有効

適切ナル施策ヲ強力ニ実施スルコト

之ガ為ニハ特ニ左ノ如キ施策ガ必要ト考ヘラル

(イ) 食糧増産ノ為農業技術ノ研究及指導ニ努力シ尚

当ノ供給ヲ期待シ得ルモノト依然不足ヲ考ヘラルルモノトアリテ、斯ル国民経済ノ実態ヲ正確ニ把握シ早急ニ之ニ即応スル適切ナル対策ヲ樹立シ強力ニ之ヲ実施セザルニ於テハ悪性インフレーションヲ保シ難シ、尚国民ノ将来ニ対スル不安ノ心理的作用ガ戦後インフレーションノ昂進ニ相当大ナル影響ヲ與フベキコトヲ併シテ考慮ニ入ルルノ要アリ

第三、戦後物価政策ノ大綱

一、戦後物価政策ノ目標ハ絶対的生活必需物資ノ確保(供給ノ増加ト配分ノ適正)等ニ依リ国民生活ノ安定確保ヲ図ルト共ニ経済秩序ノ混乱、悪性インフレーションヲ阻止シツツ再建セラルベキ国民経済ノ出发点トシテノ新物価水準ヲ確立スルニ在リ

二、而シテ戦後物価政策ハ単ニ物資ノ価格、財政金融ノ面ニ於テノミ之ヲ考フベキモノニ非ズシテ生産、輸送、配給、労務等経済全般ニ亘ル綜合的の見地ヨリ樹立セラルベキコトハ云フ迄モナキ処ナルト共ニ戦後物価政策ニ比較シテ

(一) 目標ノ転換

(二) 環境トシテノ経済情勢ノ変化

(三) 従来ノ經驗ニ対スル反省

等ニ基キ特ニ左ノ如キ方式乃至心構ヲ以テ樹立運営セラルルヲ要スト認ム

(一) 絶対的生活必需物資特ニ食住ヲ中心トスル施策ヘノ

未耕地ノ開発既耕地ノ利用調整等耕地問題ノ適切ナル処理ヲ考慮スルコト

(ロ) 食糧及消耗品ノ生活必需物資等ノ増産確保ノ為原材料、作業用物資等ノ増産及供給確保ニ努ムルコト

(ハ) 食糧等供出確保ノ為見返物資ヲ農家等ニ優先配給スルコト

(ニ) 食糧、燃料等生活必需物資ノ輸送ヲ確保スル為輸送手段ノ整備等ニ努力スルト共ニ此等物資ノ優先輸送ヲ図ルコト

(ホ) 絶対的生活必需物資特ニ主食品ノ消費者ニ対スル配分ノ公平適実ヲ期シ此等物資ノ末端配給機構ニ付テハ公共化ノ方向ニ於テ新ナル構想ヲ以テスルコト

(ハ) 絶対的生活必需物資ノ価格ニ付テハ新物価水準ヲ勘案シツツ過度ノ昂騰ヲ抑止スルト共ニ労務ノ需給賃銀ノ動向等ニ稽ヘ必要ニ応ジ当分ノ間價格調整補給金制度ヲ有効ニ活用スルコト但シ蔬菜、鮮魚介等生鮮食料品ニ付テハ需給ノ弾力性、輸送ノ実情等ニ顧ミ生産、蒐荷、配給、価格等ノ面ニ於テモ従来ト異リタル新ナル構想ヲ以テ臨ムコト

(3) 国民ノ生活指導ト対応シツツ住宅対策ヲ徹底シ当面必要ナル簡易住宅ヲ急速ニ建設スル等ノ施策ヲ講ズ

ルコト(住宅ヲ供給スル場合ニハ其ノ内容ヲモ併セ新生活ヲ供給スルノ構想ヲ以テスベキコト)

(4) 一般的ニ民需物資ノ効率的増産ヲ図リ国民購買力ノ対象ヲ増加シテ民心ノ安定ニ資スルト共ニ

(イ) 新事態ニ即応スル商取引機構ノ再建ヲ図ルト共ニ要スレバ、公共団体其ノ他公共の性格ヲ有スル者ガ市場操作ヲ行フコトモ考慮スルコト

(ロ) 此等物資等ニ付原料、資材ノ統制、価格ノ統制等ヲ改廃スルト共ニ新規格ノ設定等ニ依リ物資ノ効率的生産ヲ計ルコト

等経済活動ノ有効活発ナル再建ニ付適切ナル施策ヲ講ズルコト

(二) 経済再建ヲ秩序アル基盤ノ上ニ遂行スル為ニハ国家経済ノ秩序ヲ確立維持スルノ要アリ、而シテ

(1) 一般の経済統制ハ国民経済ノ実態ニ即応シ逐次撤廃スベキコト固ヨリト雖モ之ガ過程ニ於テハ其ノ重点ヲ資金統制ノ面ニ於テ之ヲ行フコトトナルベク從ツテ資金統制ハ新ナル見地ニ於テ一層適切ニ運営スルコト右ニ関シテハ特ニ左ノ諸施策ガ重要デアルト考ヘラル

(イ) 従来ノ資金計画運営ノ実情ヲ深く反省シ、資金ノ放出及回収並ニ蓄積ニ関スル科学的検討ヲ遂ゲ、其ノ基盤ノ上ニ確固タル見透ヲ以テ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ヲ為スベキコト

(1) 価格統制ノ重点ヲ国民生活ニ緊要ナル物資ニ集中シ

(イ) 生計費ニ対シ影響スルトコロ大ナル物資ノ価格統制(特ニ原材料等ノ関係ヨリ急速ニ供給増加ヲ期待シ難キ物資ノ価格統制)ハ之ヲ繼續シテ可及的ニ其ノ安定ヲ図ルコト

(ロ) 生計費ニ対シ影響スルトコロ大ナラザル物資(新ニ原材料等ノ関係ヨリ将来供給増加ヲ期待シ得ル物資)ニ付テハ従来ノ価格統制ハ之ヲ緩和又ハ撤廃シ其ノ出廻促進ノ効果ヲモ期待シツツ一時的又ハ相當ノ価格高ハ之ヲ容認スルコト

(2) 官民一体ノ統制特ニ民間ノ自律的統制ニ依ル価格統制方式ヲ採用シ

(イ) 公定価格ノ設定ハ必要最少ノ範囲ニ限り其ノ他ハ可及的ニ民間団体等ヲシテ協定価格ヲ設定セシメ政府ノ之ニ対スル指導監督ハ必要ナル限度ニ止ムルコト

(ロ) 従来ノ価格統制ヲ撤廃シタル物資等ノ価格ニ付テモ可及的ニ業者ノ自治統制ヲ指導スルコトトシ、此等物資ニ付テハ暴利取締ノ見地ヨリ不当ニ高価ナル売買等ヲ取締ルコト

(3) 価格調整補給金制度ハ逐次之ガ撤廃ヲ考慮シツツ此ノ際特ニ価格安定ヲ図ルノ要緊切ナルモノニ付テノ

(ロ) 資金放出ノ重点ヲ国民生活及国民経済ノ再建ニ置クト共ニ放出資金ノ回流歩留ノ実態ヲ究メ政府支出ニ付再検討ヲ行フト共ニ資金調整ニ付適切ナル運営ヲ図ル等資金放出ノ量及範囲ヲ此ノ際特ニ必要ナルモノニ限定スルコト

(ハ) 戦時中並ニ整理関係ノ債権、債務ノ処理方針ヲ明確ナラシメ(出来得ル限り差当リ之ガ棚上ヲ考フ)人心ノ安定ヲ図ルコト

(ニ) 過剰資金ノ封鎖及吸収方策ニ付特ニ配意スルモノトシ就中貯蓄政策ニ付テハ新事態ニ即シタル有効ナル指導ヲ行ヒ戦時施策タル国民貯蓄運動等ハ新ナル構想ノ下ニ再検討ヲ行フコト

尚銀行、郵便局等ノ貯蓄機関ノ機能ヲ此ノ際急速ニ強化スルト共ニ民需物資出廻リヲ促進シテ先行不安ヲ払拭スル等通貨価値信認確保ニ付必要ナル施策ヲ行フノ要アリ

(2) 復員、疎開者復帰等ガ無計画ニ行ハレトキハ経済秩序ノ混乱ヲ生ズルアルニ付之ガ計画的実施ヲ図ルコト

(三) 価格政策ニ付テハ新物価水準ノ確立ヲ考慮シツツ此ノ際少クとも国民最低生活維持ニ必要ナル生活費ノ急激ナル変動ハ之ヲ阻止スルコトヲ目標トシ前記諸施策ト照応シツツ左ノ如キ方向ニ於テ施策スルコト

ミ其ノ活用ヲ図ルコトトシ財政上ノ必要トモ睨ミ合セ従来ノ適用品目ニ付再検討ヲ加ヘ可及的ニ之ヲ整理スルコト

(四) 戦後ノ困難ナル経済環境ノ中ヨリ新シキ日本ノ建設ヲ望ミツツ不撓不屈如何ナル困苦窮乏モ国民一致団結シテ切抜ケル鞏固ナル決意ヲ固メルコトガ此ノ際最モ緊要デアリ特ニインフレ問題ハ国民総テノ問題ナルコトニ付国民ノ自覚ヲ促スト共ニ国家ノ衰亡ハ道義ノ頹廢ニ因ルコトニ思ヒテ致シ新日本建設ノ出発ニ際シ道義ノ確立昂揚ヲ期スルコト

(2) 新物価水準問題(未定稿)

(昭和二〇年九月二三日)

新物価水準問題(未定稿二〇、九、二三)

(戦後物価政策ニ関スル構想ノ補遺的覚書)

一、将来確立セラルベキ再建日本経済ノ出発点トシテノ新物価水準トハ戦時中ニ始メラレタル使ヘル金、使ヘナイ金ノ区分ヲ逐次撤廃シテ総テノ金ヲ一様ニ使ヘル金トシタル場合ニ於ケル貨幣価値水準ノ謂ナリ

而シテ茲ニ新物価水準ノ問題ヲ特ニ提起スル所以ハ戦後物価政策ノ有ツ政治的格ヲ明ニスルノ要アルヲ以テナリ

(註) 為替「レート」ノ問題、価格差補給金ノ問題等ガ何レモ新物価水準ノ問題ト関連ヲ有シ此等ガ一貫セル指導

原理ニ依リ処理セラルベキコトハ勿論トス
二、敗戦後ノ日本が国全体トシテハ非常ナル貧乏トナリタラニ拘ラズ国民各自ノ懐ニハ金ガウナツテ居ルト言フ矛盾ハ何等カノ形ニ於テ解決セラルベキ問題ナリ(本問題ハ又裏付物資ナキ歴大ナル資金ノ存在ノ問題トモ、金ト物トノ間ノ均衡回復ノ問題トモ考ヘ得ベシ)

三、戦時中ニ蓄積セラレタル裏付物資ナキ資金(今後賠償等ニ関連シテ更ニ放出セラルベキ裏付物資ナキ資金モ同様ナリ)中ニハ早晚購買力トシテノ顕在化ヲ予想セラルルモノト将来モ引続キ投資トシテ残存スベキコトヲ予想セラルルモノトアリ、物トノ関連ニ於テ新物価水準決定ノ鍵トナルモノトハ主トシテ前者ニシテ其ノ幾分ガ之ニ属スルカハ自ラ度アルベキモ(測定ハ甚ダ困難ナリ)兩者ハ互ニ彼此融通の性質ヲ有ン殊ニ政治的、経済的情勢ニ依リ容易ニ変動スルモノト予想セラ

(註) (一) 食糧其ノ他ノ消耗の絶対生必物資ノ獲得並ニ
戦災ニ因リ破壊セラレタル生活基礎、戦時中ノ補充困難ニ因リ減耗セル生活手段ノ最少限度ノ補充等ノ為ニハ右資金ハ第一次の購買力トシテ顕在化スベキモ右ヲ超ユルモノニ付テハ将来ノ民需生産ノ見透シ価格ノ騰落ニ対スル予測等ニ依リ顕在化ニ自ラ緩急ヲ生ズベク又歴大ナル失業者群ノ発生ヲ予想セラルル今日小所得者ニ在リテハ今後ノ

得ルコトハ考ヘラレ新物価水準確立ノ前提トシテソノ必要ナルコトハ固ヨリト雖尚右ノ何レカニ依ルニ非ザレバ兩者ノ均衡ハオソラクハ回復シ得ザルベシ

六、新物価水準ノ問題ハ如何ニシテガ落付クカノ問題デアルト同時ニ又如何ニシテガ落付ケルカノ問題ナリ、即チ金ト物トノ間ノ均衡ガ如何ナル貨幣価値水準ニ於テ回復シ得ラルルカト言フ測定ノ問題(此ノ意味デハ一種ノ経済問題)ナルト共ニ夫レハ又何人ノ負担ニ於テ戦争ノ後始末ヲ付ケルカト言フ意味デハ配分ノ問題デアリ一種ノ政治問題ナリ

七、戦後物価政策ハ其ノ過程ニ於テ悪循環等ニ因ル不必要ナル摩擦ノ発生、経済秩序ノ混乱等ヲ阻止シツツ(即チ所謂悪性「インフレ」ノ発生ヲ阻止シツツ)上述ノ如キ意味ヲ有スル新物価水準ノ問題ノ解決ヲソノ課題トスルモノト考ヘラル而シテ其ノ方向ヲ決スルモノハ新日本建設ノ指導原理ナラザルベカラズ

(3) 戦後物価問題の基礎分析 (未定稿)

(昭和二年一月二四日)

戦後物価問題ノ基礎分析(未定稿二〇、一〇、二四)

(戦後物価政策ニ関スル構想ノ補遺的覚書 其ノ二)

一、戦後物価政策ノ目標ハ国民生活ノ安定ヲ確保シ経済秩序ノ混乱、悪性「インフレ」ノ発生ヲ阻止シツツ戦争中ニ発生シ及戦後ニ発生スルコトヲ予想セラルル物資資金間ノ各種ノ矛

所得ニ対スル不安、不安ニ依リ影響セラルルコトモ多カルベシ

(二) 他面国債、預金、通貨等ニ対スル信頼ガ薄ラギ又ハ此等ノ将来ニ不安アルトキハサナクバ投資トシテ残存スベキモノモ換物ニ走ルベシ

四、本来或ル物資ニ対スル国民各自ノ需要ニハ自ラ夫レ相当ノ限度アルモノニシテ之ニ応ズル文ケノ供給ガ確保サルルニ於テハ價格モ安定スベク只貨幣価値ニ対スル不安ノアル場合ニハ何トナク換物傾向ヲ生ジテ買溜メトナリ需要ハ本来ノ限度ヲ超過スルモノナリ

従ツテ此ノ際必要ナルコトハ(一)個々ノ物資ニ付夫レ相当ノ限度ノ供給ヲ確保スルコト(二)貨幣価値ニ対スル不安ヲ払拭スルコトナリ

五、貨幣価値ニ対スル不安ノ払拭ノ為ニハ金ト物トノ間ノ均衡ノ回復ヲ必要トス、而シテ戦時及戦後ノ裏付物資ナキ資金ノ歴大サニ積フルトキハ金ト物トノ間ノ均衡回復ハ

(一) 金ヲ少クスルカ(例ヘバ一時的財産税等ニ依リ国債ノ大整理ヲ行フ)

(二) 金ノ価値ヲ減ズルカ

(三) 兩者ヲ併用スルカ

ノ何レカニ依ルニ非ザレバ殆ド其ノ目的ヲ達シ難キモノト考ヘラル、勿論終戦直後ノ現在ハ余リニ物ガ少ク民需生産ノ増加ハ刻下ノ緊要事ニシテ之ニ依リ金ト物トノ開キヲ漸次縮メ

盾、不均衡(物資相互間、物資資金間、価格相互間ノ各種矛盾、不均衡)ヲ解決シテ此等ノ間ニ新ナル均衡関係ヲ回復シ新日本再建ノ基盤トシテノ日本経済再建ノ出発点タル新物価水準ヲ確立スルコトニ在ル

換言スレバソレハ戦時及戦後ニ発生セル各種ノ矛盾、不均衡ヲ解決シテ新物価水準(新ナル貨幣価値)ヲ確立スルコトヲ終局ノ目標トシ国民生活ノ安定ヲ確保シツツ終局目標達成ノ過程ニ於テ発生ノ虞アル悪性「インフレ」ヲ阻止シ経済秩序ノ混乱ヲ防止スルコトヲ以テ当面ノ目標トスル

(註) 戦後「インフレ」対策トシテ問題ヲ採リ上グルコト

ハ右ノ当面課題処理ト云フ観点ニ立ツモノデ夫自体重要性質ヲ有ツコト勿論デアアルガ既ニ戦争中ニ発生シタ大キナ矛盾、不均衡ヲ包蔵スル現在トシテハ単ニ悪性「インフレ」阻止ト云フ文ケデハ問題ノ終局的解決ハ望ミ得ナイ

二、此ノ場合解決サレナケレバナライ問題ハ大キク二ツニ区分シテ考ヘラレル

(一) 戦争中ニ発生シ集積サレタ矛盾ニシテ之ガ解決ヲ戦後

ニ残サレタモノ——戦争中中国经济ハ拏ゲテ戦争目的達成ニ集中運営セラレ當時生産セラレタモノハ(終戦後戦後経済ニ引継ガレタ僅少ナ軍需物資等ヲ除ケバ)殆ド総テ戦争ノ為ニ消費セラレテ了ツタガ資金面ニ於テハ大部分ノ軍事費調達ガ国債ノ形ヲ賄ハレタ為国民经济全体トシテハ非常ニ貧乏ニナツテ居ルニモ拘ラズ国民各自ノ懐ニハ金ガダブ

ツイテ居ルト云フ矛盾ガアル

(註) 因ニ斯ル矛盾ノ發生ハ戰時物価政策ノ有ツ要請(戰時物価政策ノ金ヲ謂ハバ使ヘル金ト使ヘナイ金トニ区分シ前者ノ価値ヲ確保スルト共ニ後者ハ之ヲ極力貯蓄サセテ封鎖シヤウトスル要請)ニ由来スル

(二) 戦後ニ發生シツツアル矛盾——戦後国民経済ハ戦争ニ因ル重圧ヨリハ解放サレタガ

(イ) 敗戦ニ因ル生活圏ノ縮少

(ロ) 戦時経済ヨリ平時経済ヘノ編成替ノ困難(加之戦時中ニ於ケル国民経済基盤ノ酷使等アリ)

等ノ為現在ノ国民経済ハ当面現在ノ国民生活ヲ維持スル丈ケノ力ヲ有タナイ

(註) 賠償ガ今後ノ国民経済ノ年々ノ生産物カラ履行サレルコトトナレバ国民経済ヲ圧迫シテ矛盾ヲ拡大スル要因トナル、併シ賠償履行ノ為産業復興ニ国外的援助ガ得ラレルトスレバ之ハ当面ノ矛盾解決ノ一手段トナルコトモ考ヘラレル

三、右ノ第一及第二ノ問題ノ有ツ性質ノ相違——第一ノ問題ハ国民経済全体トシテ見レバ既ニ生産消費ヲ終了シテ居リ、残サレタ問題ハ謂ハバ債権債務ノ決済デアル、即チ之ハ分配ノ問題デアリ戦争ノ後始末ヲ誰ノ負担ニ於テ片付ケルカノ問題デアル

(註) (イ) 政府保証債、軍需会社法等ニ依ル各種補償、

戦争保険等ノ後始末

(ロ) 在外財産、国内既存設備等ノ充當ニ依ル賠償履行ノ後始末等モ同ジ性質ノ問題デアル

之ニ反シ第二ノ問題ハ現在ノ生産消費ノ問題デアル即チ前者ハ過去ノ後始末ノ問題デアルニ対シ後者ハ現在ノ問題デアリ前者ハ相対的問題、後者ハ絶対的問題トモ考ヘラレル

第一及第二ノ問題ノ連関——戦後物価政策ハ此等二ノ矛盾ヲ解決スル必要ガアリ兩者ハ互ニ相連関スル關係ニアルコトハ勿論デアルガ此ノ場合第二ノ絶対的問題ガ解決サレテモ第一ノ相対的問題ハ残ルガ第二ノ絶対的問題ノ解決ガ無イ限リ第一ノ相対的問題ハ到底解決ヲ期待シ得ズ(戦後ノ通貨安定ハ国民経済ノ回復ヲ俟ツテノミ可能デアル)又第二ノ絶対的問題ノ有ツ矛盾ハ第一ノ相対的問題ノ有ツ矛盾ニ常ニ拍車ヲカケラレテ稍々モスレバ悪性「インフレーション」ノ發生、経済秩序ノ混乱ヲ惹起セントシツツアルコト(而シテ此ノ意味デ有ラユル問題ノ中心ヲ為スモノガ食糧ノ問題デアルコト)ヲ銘記スル必要ガアル

四、斯ル意味ニ於テ此ノ際最モ緊要ナコトハ何ヨリモ先ヅ生産ノ増加、輸送力ノ増強、配給制度ノ公正化、絶対的必需物資ノ絶対確保等ニ依リ現在ノ国民経済ニ依リ現在ノ国民生活ヲ維持シ得ル態勢ヲ作ルコトデアリ特ニ当面ノ問題トシテハ食糧問題ノ解決デアル、而シテ之ト随伴シツツ第一ノ問題ヲ処

理スル要ガアル(本件ニ付テハ別稿「新物価水準ノ問題」参照)

(4) 通貨物価安定措置の構想(未定稿)

(昭和二〇年二月二日)

通貨物価安定措置ノ構想(未定稿 二〇、二二、二二)

第一 趣 旨

一 敗戦後ノ我國民経済ノ基本的情勢ヲ総観スレバ、

(1) 多年ニ亘ル戦争遂行、空襲、賠償等ニ因ル戦時災害並ニ敗戦ニ基ク領土其ノ他ノ経済資源ノ喪失等ニ因リ國民ノ真ノ経済力(物的経済力)ハ著シク低下シテ居ルノニ対シ、戦時中生ジ又ハ敗戦後生ズベキ國民ノ貨幣的資産(通貨ヲ含メ)ハ歴大ナル金額ニ達シ、為ニ現存ノ累積資金ト現存物資トノ間ニ根本的ナ不均衡状態ガ現出シ、而モ敗戦直後ノ財政ハ戦費ノ消滅ニモ拘ラズ直チニ均衡恢復ヲ齎ラン難キ実情ニ在リ此ノ儘放置スルナラバ既存預貯金ノ引出ト新ナル国庫資金ノ撒布トニ基ク通貨ノ急激ナル膨脹ハ必至ニシテ遂ニハ破局的「インフレーション」ヲ招来シ我國ノ社会経済秩序ハ根底ヨリ崩壊スルノ虞ガアル

(2) 然レ共戦後ニ於テハ戦時中ノ如ク国民生産物ノ大部分ヲ軍需ニ優先充當スルノ必要解消シ工業ノ生産力ハ挙ゲテ民需物資ノ生産ニ充當シ得ルト云フ好条件ノ下ニア

リ、戦災、領土喪失、賠償等ニ依リ工業設備ハ顯著ナル減少ヲ来スノ余儀ナク又原料資材ノ入手困難ヲ加フルニ至ルデアラウガ、兎ニ角残存設備及既存原材料ノ有効ナル転活用ヲ為スト共ニ軍及軍需工場ヨリ動員解除セラレタ夥シキ労働力ヲ再転換スルコトニ依リ我國民需工業ノ生産ハ相当程度ニ復興増進シ得ベキ筈デアル、一面連合軍ノ国内需要ヘ従来ノ軍需ニ比シ現在ノトコロ遙ニ少キ実情ニアリ、従ツテ民需生産ノ復興サヘ行ハルナラバ國民消費ノ対策ト為リ得ベキ工業生産物ノ供給ハ終戦直前ニ比スレバ飛躍的增加ヲ期シ得ベク、今後必要原材料ノ輸入サヘ確保シ得ルニ至ルナラバ少クトモ滿洲事變以前ヨリ以上ノ国民生活ノ確保ハ可能デアルト認メラレ

二 然ルニ

(1) 未曾有ノ凶作等ニ基ク食糧ノ絶対的不足ト敗戦ニ伴フ労働対策ノ欠如等ニ基ク石炭ノ破局的生産減退トニ依リ、食糧飢饉ハ深刻化シツツアルト共ニ他面輸送及民需生産ノ復興ハ容易ニ実現シ難キ情勢ニ追ヒ込マレツツアリ

(2) 而シテ敗戦後心氣阻喪シタ多数ノ國民ハ既往ノ蓄積資金ヲ費消シテ漫然ト日和見のナ生活ヲ送り容易ニ新ナル労働ニ就カウトセズ、又蓄積資金ノ枯渇ヲ来タシタ者ハ所謂閑稼ギ或ハ翰取りニ日ヲ暮ラシ健全ナル労働ヲ

為サウトセズ、国民経済全体トシテ見レバ明ラカニ相当多数ノ失業者ガ發生スベキニ拘ラズ表面ニハ現ハレズ国民ノ大部分ガ潜在的失業者ト化シ半バ遊民半バ勤勞者ノ状態ヲ呈シツツアル

(3) 企業モ亦各種基礎条件ノ不安定就中物価ノ不安定及不均衡ニ因ル採算ノ困難、資材ノ不足又ハ偏在等ノ事情アリ又新ナル収益ナクトモ過去ノ含ミ資産ノ吐出シニ依リ或ル程度ノ利益ノ計上経費ノ支出可能ナル等ノ為新ナル事業運轉ヘノ新規発足及熟慮アル経営ヲ為スノ意欲ヲ欠キ在然日ヲ過シツツアル状況デアラル

三、右ハ敗戦日本ガ不幸ニシテ甘受セザルヲ得ナイ悲劇的運命トスベキ理由ニ因ルモノアルハ之ヲ認ムルモ、一面政府及国民ノ施策及努力ガ適切且果斷ナルヲ得ルナラバ克服シ得ベキ要因モ多シト思料セラルルノデアアル、然ルニモ拘ラズ此ノ儘放置スルナラバ

(1) 食糧不足ニ伴フ社会経済並ニ政治秩序ノ混乱ハ必至デアラル

(2) 石炭不足ノ為民需生産ノ再起ハ絶望ト為ル

(3) 「インフレーション」激化ニ伴ヒ労働争議ノ頻発、企業ノ採算難、買溜メ、売惜ミノ増加、健全ナル労働心ノ喪失、生産輸送ノ減退又ハ復興不能、道義ノ廢退、犯罪ノ増加、全体トシテ不健全極マル国民生活ヘノ転落等ノ事態ヲ生ズルデアラウ

金ヲ速カニ封鎖シ且清掃シ、今後ノ「インフレーション」ヲ最少限度ニ止メルト共ニ極力民需生産ノ復興ヲ図リ以テ新ナル貨幣経済ノ運行ヲ可能ナラシムルニアリト信ズ

第二 措置要領

一、現下ノ政治的社会的情勢ノ下ニ於テ戦時中ニ於ケルガ如キ物資ノ生産、配給及価格部面ニ対スル直接的、法規的、警察的ナル統制取締ノ方法ヲ以テハ到底有効ヲ確保シ難ク、敗戦後政治的社会的諸客觀情勢ガ根本的ニ變化セル今日ニ於テハ經濟運行ノ基礎条件ニ大手術ヲ加ヘ新ナル貨幣及物価秩序ノ下ニ自然ニ均衡ヲ保持シツツ循環的ニ運営サルルガ如キ国民經濟ノ育成發展ヲ目標トシテ次ノ如キ措置ヲ講ズルヲ適當ト認メラレル、但シ主要食糧ノ如キ国民ノ物理的生存上必要ナル物資ニ付テハ生産配給及價格ニ対スルヨリ強力ナル直接的統制ヲ維持スベク之ニ付テハ以下ノ措置ハ斯ル統制ノ運営ヲ比較的容易ナラシムル為ノ基礎条件ヲ提供スルモノトシテ有用ナモノト認メラレル

一、措置ハ応急的措置ト本格的措置ニ分レル

一、措置ハ応急的措置トシテハ

(1) 先ヅ歴大ナル既往ノ累積資金(今後生ズベキ補償金等ヲ含ム)ヲ暫定的ニ封鎖スルト共ニ各種直接的統制ヲ原則トシテ解除シ、新シイ通貨及物価ノ秩序ニ依ル經濟運行ノ見通ヲ明確ナラシメル、之ガ為預貯金ノ支払、公債ノ売買ヲ一時停止スルト共ニ通貨ニ付テハ新通貨ト強

四、我国現下ノ事態ハ以上ノ如ク洵ニ危局ニ直面シ居ルモノト見ルベク速ニ起死回生ノ大手術ヲ施スニ非レバ遂ニ有ラユル秩序ハ崩壊シ最劣等民族ヘ転落スル運命ニ見舞ハレラデアラウ、而シテ

(1) 最深刻ナル食糧問題ニ付テハ輸入ノ必成、増産ノ推進ニ依リ食糧供給ノ絶對的增加ニ死力ヲ尽スト共ニ供出ノ確保、配給ノ公正ニ付政治力ノ集中的發揮ヲ必要トスル

(2) 石炭ニ付テハ勞務確保ニ全努力ヲ傾注スルコトニ依リ容易ニ相当程度ノ生産恢復ハ可能ナ管デアラル
之等ニ関シテハ別途措置ニ讓ルコトトシ他ノ重要問題タル「インフレ」問題、經濟運行ノ恢復ノ問題ニ付速ニ之ガ解決ノ根本方途ヲ計画シ其ノ強力ナル実行ヲ期セントスルモデアラル

而シテ其ノ方策ノ根本目標トスルトコロハ

(a) 如何ニスレバ国民ハ働クコトニナルカ

(b) 如何ニスレバ企業ハ運轉スルコトニナルカ

ヲ中心トシテ閣稼ギ、鞘取りニ依ル不健全ナル生活ノ余地ナカラシメ、物資等ノ價格モ自然ニ一定ノ線ニ均衡ガ保持サレ、新ラシイ經濟秩序ノ下ニ經濟全体ガ新ナル循環的運行ハ發足シ民需生産ハ復興シ就業ノ機会ハ増加シ国民生活ノ安定向上ガ齎ラサレ得ル如ク指向サレネバナラナイ而シテ之ガ為ニハ經濟攪乱ノ最重大要素タル既往ノ蓄積資

制引換ヲ行ヒ一定金額以上ハ凡テ之ヲ預金化シテ一時封鎖スル但シ

(A) 企業ニ対シテハ運轉資金、個人ニ対シテハ一月又ハ二月間位ノ生活資金ノ量ヲ凡ソノ標準トシテ一回限リ封鎖資金ノ引出ヲ認め又ハ資金ノ貸出ヲ為ス、其ノ後ニ於テハ企業ハ現実ニ生産又ハ配給等ノ經濟事業運営ノ収益ニ依リ配当、利子、給与等ヲ支払ヒ、個人ハ新ナル生産物(有形、無形)ノ生産配給等ヨリ生ジタルモノヨリノ分前タル所得ニ依リ生計ヲ営ムモノトスル

(B) 疾病療養費、教育費、選挙費用、特殊納稅資金、戦災者又ハ引揚者ノ臨時所要費、住宅建設費等ニ付テハ一定ノ引出ヲ認メル、但シ住宅建設ハ政府又ハ公共団体等ニ於テ極力之ヲ行ヒ安定後分讓スル

(C) 爾後生産ニ伴ヒ生ジタル所得ヨリ新タニ貯蓄シタル資金ハ個人及企業トモニ自由ニ之ヲ消費シ又ハ投資シ得ルモノトスル

(2) 右ノ場合ニ於テ

(A) 賃銀及給料ニ付テハ次ニ述ブベキ終極的安定措置実行後ノ安定經濟下ニ於テ自然發生的ニ形成セラルベキ新物価水準及体系ヲ可及的の精確ニ測定シ、之ヲ基礎トシテ官公署、官公營事業ノ新ナル給料及賃銀ヲ定メ後述スベキ失業救済事業ノ賃金支払、連合軍ニ対ス

ル労務ノ賃金支払ニ付テモ之ニ依リ実行シ一般企業モ亦之ニ従フ如ク措置スル

(B) 物価ニ付テハ米価ヲ中心トシテ新タナル統制価格ヲ設定シ石炭、セメント、木材、肥料等ノ不足重要資材ニ付テハ均衡ヲ保持セル統制価格ヲ定メ爾余ノ物資ノ価格ニ付テハ原則トシテ自由価格トシテ自然ニ一定水準ニ安定スルガ如ク措置スル

(C) 運賃、地代、家賃等ニ付テモ物価及賃銀ト均衡ヲ保持スルヤウ鉄道運賃、住宅、家賃等主要ナルモノニ付統制料金ヲ定メル

三、本格的措置トシテハ

(1) 各種補償ハ出来得ル限り之ヲ圧縮実行スルト共ニ充分且適時適切ナル財産税及戦争利得税ノ効果アル賦課徴収ヲ行ヒ之ガ実行後国有財産及官有事業ノ大規模払下ヲ行ヒ此等ノ諸措置ニ依リ既往封鎖資金ノ大幅清掃ヲ断行スル、尚資金ノ重複構成ヲ可及的整理スル

(2) 金利ノ低下ニ依リ国債負担ノ軽減及産業ノ振興ヲ図ル

(3) 政府ノ年々ノ財政収支ニ付テハ中央地方ヲ通ジ後述ノ統制「インフレーション」ヲ除キ原則トシテ均衡ヲ恢復スル、之ガ為歳出ノ大削減ヲ行フト共ニ増税等ニ依リ歳入ノ大増加ヲ図ル

(4) 以上ノ諸条件ガ具備スルニ至リテ後既往ノ封鎖資金

算ノ基礎ヲ不明確ナラシムル重要ナ一ツノ要素ガ排除サレルコトニナルカラ新タナル事業ノ開始及運営ガ容易ナリ民需生産ハ自然ト復興シ国民ノ就業ノ機会ハ増加スルデアラウ

(C) 新ラシイ生産ニ基キ發生シタ所得ノミガ購買力トナルカラ物資ノ価格ハ統制ヲ加ヘナクトモ自然ニ安定スル但シ主要食糧ノ如キモノニ付テハ統制ヲ継続スルノ要アルベク此ノ場合ニハ閣下少クスル作用ヲ有シ統制ノ遂行ヲ容易ナラシムルデアラウ(法外ナ閥値ハ無クナルデアラウ)

(2) 然シナガラ一面次ノ結果ヲ生ズルデアラウカラ之ニ付テハ夫々次ノ対策ガ必要デアアル

(A) 明瞭ナル失業企業ヲ現出セシメルデアラウ。之ハ現状ニ比シ望マシイガ斯クノ如キモノニ対シテハ速ニ解放整理ヲ行ハシメ其ノ保有スル資材、技術労力等ヲ他ノ有用企業ニ振向ケシムルコトガ必要デアアル

(B) 又一面多数ノ明瞭ナル失業者ヲ発生セシムルデアラウ。之ハ現状ニ比シ望マシイガ、之ニ付テハ次ノ方策ヲ講ズベキデアアル

(イ) 企業ノ自然的恢復ニ依リ可及的ニ多数ノ労務者ヲ吸収セシメルコトガ最モ望マシイ

(ロ) 企業ニ就業ノ機会ナキ者ニ付イテハ之ヲ登録シ左ノ順序ニ依リ國又ハ地方団体ニ於テ或ハ直接ニ或

(余程減少シテ居ル)ヲ全面的ニ解除スル、国民ハ過去ノ蓄積ヲ自由ニ消費シ又ハ投資スルコトヲ認メラレル、其ノ時期ニ付テハ出来得レバ資金ノ封鎖開始ニ当リ明言スルヲ可トスルデアラウ

四、以上通貨面ノ措置ニ併行シ物資面ニ於ケル左記ノ諸措置ハ強力且有効的ニ計画実行サレネバナラナイコト上述ノ如クデアアル、之レナクシテハ通貨物価ノ安定ハ前記諸措置ノ実施ニモ拘ラズ到底確保シ得ナイデアラウ

(1) 食糧ノ輸入ノ増加、国内増産、供出及配給等ニ付徹底の措置ヲ講ズル

(2) 石炭産出ノ恢復ヲ中心トスル民需生産及輸送ノ復興ニ付全力ヲ傾注スル

(3) 戦災ノ復興、電力ノ開発等ニ余剩労力ヲ活用ス(後述)

第三 結果ト対策

一 右ノ応急的措置ヲ実行スルコトニ依リ

(1) 左ノ如キ望マシキ効果ヲ齎ラスデアラウ

(A) 働カザル者ハ新通貨ナク、新通貨ナキ者ハ生活出来ナイカラ厭ガ応デモ働キニ出ルコトニナル

(B) 企業モ亦過去ノ蓄積ヲ吐キ出シテ配当ヲナシ、利子ヲ支払ヒ、賞与ヲ支払ヒ、其ノ他ノ支出ヲ為スコトガ出来ナイカラ自然ニ手持資材ヲ有効ニ使用シ、労働者ヲ集メ事業ヲ運転スルニ至ルデアラウ、又企業ハ採

ハ金融的援助ノ下ニ大々的ノ失業救済事業ヲ振起スル、之ガ為強力ナル復興金融会社ヲ設立ス、以上ハ一種ノ統制「インフレーション」トシテ認メルノデアルカラ歴大ナル蓄積資金ノ引出、漫然タル国庫資金ノ放出ノ如ク悪性「インフレーション」ニ陥ル虞ハナイ、又其ノ程度ヲ調節スベキデアアル

(一) 国民生活ニ差当リ必要ナ短命消費財ノ生産ニ従事セシメルコトガ先ヅ必要デアアル、此ノ場合國又ハ地方団体ガ直接ノ生産ニ当ルコトハ不適當ナル場合ガ多イデアラウカラ、國ガ企業者ノ生産物ヲ買上ゲ之ヲ適當ニ売渡ス等ノ方法ニ依リ間接ニ事業ヲ起シ就業者ヲ増加セシメルコトヲ認メル、之ニヨリ新物価水準ヲ形成スル役目ヲモ有セシメ得ルデアラウ

(二) 次ニ長期消費財及生産財ノ生産ニ従事セシムベキデアアル、例ヘバ住宅ノ建設、電力ノ開発、都市ノ復興、道路ノ築造等ノ事業ヲ國家統制ノ下ニ計画的ニ遂行スル

(ハ) 労働能力ナキ者(扶養者ナキ老幼者、不具廢失者、食糧欠乏ノ為ノ労働能力低下者等)並ニ若干ノ已ムヲ得ザル健康の失業者ニ付テハ社会保険制度ニ依リ扶養スル

(5) 戦後物価安定の基本方針 (未定稿)

(昭和二十一年一月二日)

- 一、戦後物価安定の基本方針(未定稿) (二、一、二)
 - 一、既存ノ購買力ニ付一時封鎖又ハ永久撤去等ノ措置ヲ能フ限リ迅速ニ断行スルト共ニ今後ノ新規購買力ノ追加ヲ徹底的ニ縮減ス、既存購買力ノ一時封鎖ニ当リテハ一定限度ノ生活資金及必要ナル運転資金等ニ限り之ガ引出ヲ認メ恩恵資金及不健全生活資金ノ使用ヲ停止セシムルヲ目途トス
 - 尚封鎖以後新ナル勤労又ハ生産等ニ依リ生ジタル所得ニ付テハ何等ノ制限ヲ行ハズ自由貯蓄ヲ設定ス
 - 二、主要食糧ノ生産及輸入ニ付万全ノ方途ヲ講ズルト共ニ之ガ供出及配給ニ付徹底的合理化及非常管理ヲ断行ス、之ガ為米麦価格ノ改訂、農村ニ対スル見返物資ノ公価ニヨル供給及健全勤労者ニ対スル優先配給ヲ行フモノトシ要スレバ米麦ノ専売制ヲ考慮ス
 - 三、石炭ノ生産恢復ヲ枢軸トシテ民需工業ノ急速復興ヲ行ヒ、民需物資ノ供給増加、健全就業者ノ増加ヲ図リ、併セテ輸送円滑化、商業機構ノ急速整備就中公設市場ノ設定、闇市場ノ組織化等ヲ促進シ物資供給ノ円滑適正化ニ努ム
 - 四、米及石炭ノ統制価格ヲ合理的ニ引上是正スルト共ニ生鮮食糧品及日用品等ノ實際価格ニ付大幅引下ノ措置ヲ講ジツツ新タナル水準ニ於ケル価格体系ノ確立ヲ図ルト共ニ之ト均衡ヲ

保持シタル賃金給与ノ基準ヲ設定シ価格及賃金等ニ付経過的ノ再統制ヲ開始ス、之ヲ機会ニ檢察力、警察力ノ全面的恢復ヲ図リ違反行為ニ対スル取締ヲ強行ス

- 五、失業救済事業ヲ計画的ニ実行シ之ガ為若干ノ新規統制「インフレーション」ヲ認ム、救済事業トシテハ食糧ノ供給増加、住宅ノ建設等現下緊要ナル民生物資等ノ供給増加ニ効果アル事業ヲ優先シ電力ノ開発、道路、鉄道ノ新設等其ノ成果發揮ガ直接的デナイ種類ノ事業ハ後順位トス、尚金融ノ方法トシテハ復興金融会社ノ如キモノニ依ル融資ヲ主眼トシ国庫ノ一方の支出ニ依ルノ方法ハ已ムヲ得ザル場合ニ限ル
- 六、既存購買力ノ封鎖ハ昭和二十一年度限り、価格等ノ統制ハ昭和二十二年度限りヲ目途トシ其ノ後ニ於テハ財産税等ニ依ル既存購買力ノ撤去、財政ノ均衡恢復、生産及輸入ノ恢復等ニ依リ直接統制ニ依ラザル安定経済ノ確立ヲ予定ス
- 此ノ場合ニ於テハ「ブレトン・ウッズ」協定ニ参加スルト共ニ国内的ニハ金利政策及投資操作等ニ依リ安定ノ維持ヲ図ルモノトス

(6) 価格体系の基準及価格等統制の大綱 (未定稿)

(昭和二十一年一月七日)

- 価格体系ノ基準及価格等統制ノ大綱 (未定稿二、一、七)
 - 食糧特ニ主食ノ需給確保民需生産特ニ石炭ノ生産確保並ニ失業

救済及購買力ニ対スル適切ナル施策ノ実行ヲ前提トシテ価格体系ノ基準及価格等統制ノ大綱ヲ左ノ如ク策定ス

第一 価格体系ノ基準

一、米 価 生産者価格 石当 円(現行石当一五〇円)

消費者価格 石当 円(現行石当 七五円)

格トノ差額ハ米麦ノ需給ノ特異ナル状況ニ対スル特別ノ調整金タルモノトス

右以外ノ食料品ノ価格ハ米価トノ均衡ヲ保持スル如ク定ム

生鮮食料品等ニ付テハ統制ニ依ラズシテ均衡ヲ保持シ得ル

如ク措置スルヲ理想トスルモ食料ノ絶対量不足ノ現況ニ顧

ミ之ガ実現至難ナリトセバ経過的ニ配給及価格ノ統制ヲ行

フモ已ムヲ得ザルモノトス

二、標準的賃金(年齢三五歳前後、家族四人程度ノ標準的定

備工場労働者) ヲ月実収 円程度(従前一五〇円程度)

日収 円程度(従前六円程度) ニ予定ス、但シ法定最

低賃金ノ基準ハ其ノ八割程度トシ社会保険ノ給付金額ノ標

準ハ其ノ六割程度トス

三、石炭ノ坵当消費者価格ハ 円(現行坵当八五円)ト

ス

昭和二十三年度迄ヲ限リ生産者ニ対シテハ予定計画ニ基キ

一定額ヲ定メ生産補給金ヲ交付ス

鉄、銅、セメント、肥料、石油等ノ生産基礎資材ニ付テハ

価格体系ノ基準及価格等統制ノ大綱

(未定稿二、一、七)

食糧特ニ主食ノ需給確保民需生産特ニ石炭ノ生産確保並ニ失業

右ト均衡ヲ保持スル如キ統制価格ヲ設定ス

尚統制価格ノ設定ニ当リテハ標準金利ヲ 分程度、標準配

当率ヲ五分程度トシ非稼働設備(将来ノ必要ニ備ヘ現在稼

働セザルモノ保持ヲ要スル設備)ニ付テハ維持管理ニ要スル

経費ヲ原価ニ算入スルコトハ之ヲ認ムルモ償却ハ之ヲ停止

ス

将来稼働ノ見込ナキ設備等ハ速ニ之ヲ他ニ転活用シ之ニ伴

ヒ資本ノ合理的是正ヲ行フ

四、地代家賃ニ付テハ標準賃金生活者ノ生計費支出中ニ於ケ

ル比率ヲ適正ナル限度ニ止ムルガ如ク措置ス

五、輸出入品ノ国内価格ハ当分ノ間右基準ニ依ル公定価格又

ハ市場価格ニ依リ対外価格ハ取引国ニ於ケル外貨建当該価

格ニ依ル

為替相場ハ貿易取引ノ結果ヲ勘案シ国内及海外ノ物価水準

ノ一応ノ安定ヲ待チ之ヲ決定ス、尚将来ハ「ブレトン・ウ

ッズ」協定ニ基ク国際的通貨制度ヘノ参加ヲ予定ス

六、価格調整金ハ真ニ緊要ナル最少限度ニ止ムルト共ニ産業

ニ対スル其ノ他ノ補助金又ハ免税等ハ原則トシテ之ヲ撤廃

ス

第二 価格等統制ノ方針

価格等ノ統制ハ各物資等需給ノ状況又ハ統制ノ行政的技術的

難易等ヲ考慮シツツ左記ニ依リ差当リ之ヲ存置又ハ強化シ、

経済ノ安定回復ノ程度及状況ト照応セシメツツ漸次之ヲ廃止

スルモノトス
 尚此ノ際新統制方針ノ実行ト共ニ檢察力、警察力ノ全面的恢復ヲ図リ違反行為ニ対スル取締ヲ強化スルモノトス
 一、生産、配給及価格ノ統制ヲ国家管理ニ依リ特ニ強度ニ行フベキモノ

- (1) 米、麦
- (2) 塩
- (3) 石炭
- (4) 電力及瓦斯
- (5) 鉄道及船舶輸送

二、生産、配給及価格ノ統制ヲ法規ニ依リ全面的ニ行フベキモノ

- (1) 米麦以外ノ主要食糧
- (2) 味噌、醬油及食用油脂
- (3) 酒
- (4) 肥料
- (5) 鉄、銅、セメント
- (6) 石油
- (7) 木炭
- (8) 纖維原料

三、価格ノミノ統制ヲ行ヒ生産、配給等ハ自治的統制又ハ適当ナル行政指導ニ留ムベキモノ

- (1) 纖維製品

- (2) 紙(紙製品ノ原料タルモノ)
- (3) 主要日用品(靴、陶磁器等)
- (4) 地代、家賃及土地建物
- (5) 賃銀
- (6) 生鮮食糧

四、生産、配給及価格等ノ何レヲモ統制セザルモノ、但シ經過的ニハ一応此等物資等ニ付終戦時ニ於ケル〇〇倍程度ニ於テ価格停止ノ措置ヲ付スルコトヲモ考慮ス
 (例) 日用雜品

小運送賃及小運送用具

加工食糧

修繕料、宿泊料、入場料

出版物

紙製品(ノート、半紙等)

此等物資ニ付テハ公設市場ノ再開、百貨店ノ利用、其ノ他ノ配給機関ノ整備並ニ消費組合ノ育成強化等ニ依リ公正妥當ナル価格ノ形成ヲ可能ナラシムルガ如キ措置ヲ講ジツツ暴利行為等ノ取締ヲ併セ講ズルモノトス

五、統制ノ実施ニ当リテハ經濟民主化ニ即応シテ業者、消費者ノ自主的協調ト關係官庁ノ適切ナル指導トニヨリ従来ノ如キ煩雜且実情ト乖離セル官僚的統制ヲ排シテ簡明迅速且円滑ナル運営ニ努ムルモノトス

六 関連略年表

年 月 日	事 項
昭和二〇・八・一五	終戦の詔勅玉音放送。 広瀬豊作蔵相、インフレ防止・預貯金無制限払出しについて談話発表。 鈴木内閣総辞職。
" "	東久邇内閣成立、津島寿一蔵相就任。
八・一七	閣議、「戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処理ニ関スル件」(陸海軍省所管の国有財産の大蔵省引継ぎ等)を決定、「戦後通貨対策委員会設置ニ関スル件」を閣議了解。
八・二八	連合国軍最高司令官マッカーサー元帥厚木到着。
八・三〇	戦後通貨対策委員会、大蔵大臣の諮問機関として発足。
九・一	内閣調査局新設、総合計画局廃止。
" "	第八八回臨時帝國議會召集(九月四日開會、九月五日閉會)。
九・一一	津島蔵相、インフレ対策について銀行集會所で演説(九月二三日には同様の意見をラジオで放送)。
" "	司令部、大蔵省霞が関庁舎の接収を指令(九月一日、庁舎からの立退き完了)。
九・一四	賀屋興宣戦後通貨対策委員会委員長、戦犯容疑で司令部に拘束される。
九・一八	閣議、「食糧確保ニ関スル緊急措置要領案」(主食供出の促進、穀類輸入を司令部に懇請、青果物・鮮魚介類の統制撤廃)を決定、「経済統制ノ善後措置ニ関スル件」(戦時経済統制の改廃を内閣調査局を中心に検討すること)を閣議了解。
九・二二	米内政府、「降伏後ニ於ケル米内閣初期ノ対日方針」を発表。
" "	司令部、「指令第三号」(SCAPIN四七、経済統制の設定・維持等)を指令
九・二五	司令部、「証券取引」(SCAPIN五九、証券取引所再開は司令部承認が必要——当面不許可)を指令(二六日接受)。